

第1章 計画の概要

1. 計画作成の背景

近年の人口の高齢化に伴って、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者が増加しています。また、少子化・核家族化の進展等により、ひとり暮らし高齢者の増加、家族介護者の高齢化（老々介護）などが新たな社会問題となっており、介護の問題は国民の老後生活における不安要因となっています。

本市では平成15年3月に策定した「奈良市老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画」の下、多岐にわたる高齢者保健福祉施策を推進してまいりました。また、介護保険制度が施行されてから5年が経過し、制度の定着とともにサービスの利用は着実に広がっています。

今後は、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本として、持続可能なシステムづくりをめざし、間近にせまる超高齢社会に対応するため、「奈良市老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」を策定します。

2. 法令等の根拠

介護保険法第117条により、市町村は3年を一期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

また、介護保険の保険給付対象事業と対象以外の老人保健福祉事業を包括し、地域における老人保健福祉に関する総合的な計画と位置付けられる老人保健福祉計画についても、老人福祉法第20条の8、老人保健法第46条の18において、一体のものとして定めることとされています。

以上の3法に基づき本計画を作成します。

3. 介護保険事業計画と老人保健福祉計画との関係

介護保険事業計画は、奈良市内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの給付実績やアンケート調査結果による今後の利用の意向等を勘案して、サービス種類ごとの量の見込み等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにする等、今後の介護保険制度運営の基となる事業計画です。

一方、老人保健福祉計画は、介護保険の給付対象及び給付対象以外の老人保健福祉事業を含めた、地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けられています。

このため、両計画は連携して調和を保ったものとして作成する必要があります。

り、介護保険給付対象サービスだけではなく、それ以外のサービスを適切に組み合わせて、寝たきり高齢者の減少等、総合的な老人保健福祉水準の向上を図るための総合計画として作成します。

4. 関連諸計画との整合性

本計画は、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、奈良県において作成される「第3期奈良県介護保険事業支援計画」、「奈良県老人保健福祉計画」、さらに「奈良市第3次総合計画」、「奈良市地域福祉計画」等関連する諸計画と整合性のとれた内容のものとしします。

5. 作成時期及び期間

介護保険法第117条において、介護保険事業計画については3年を一期とするものとして定められています。また、老人保健福祉計画は介護保険事業計画を包含するものであり、整合性をもって作成されることが必要であるため、計画期間を同一とし、団塊の世代のすべてが前期高齢者となる平成26年度を視野に入れながら、平成18年度から平成20年度までの3か年計画とし、平成20年度に見直しを行うこととします。

6. 計画の作成体制

(1) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会

本計画は、高齢者の生活全体に係わる計画であるため、保健・医療・福祉の各分野の学識経験者及び被保険者等で構成する「奈良市高齢者保健福祉推進協議会」を設置し、高齢者施策にかかる幅広い内容について、意見を聴きながら検討を重ね、進めました。

また、作成にあたっては、市民の意見を反映するためアンケート調査を実施しました。

(2) 関係部局との連携及び調整

本計画と関連する施策との連携を図るため、庁内関係課の参画を求め構成する「奈良市高齢者保健福祉推進庁内連絡会」を設置し、幅広く検討を行い、調整を図りながら進めました。